

徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（とくしま長寿プラン）

- 1 老人福祉法、介護保険法の規定により高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、ふれあいや生きがいのある生活を送ることができる地域づくりを目指して平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間として策定。
- 2 市町村等が行う介護保険事業の円滑な実施の支援・高齢者保健福祉水準の向上を図る総合的な計画。
今後の高齢者保健福祉施策全般における県の当面取り組むべき施策の方向性を明らかにするとともに、介護サービスの見込み量や施設整備等の目標等を定めている。
- 3 基本理念 高齢者いきいき「生涯現役」とくしまづくり、

重点課題

①幸齢（幸福に年齢を重ねる）社会づくりの推進

地域における生きがいづくりや社会参加を支援するとともに、年齢にとらわれず一人ひとりの個性や思いが大切にされ、自分ならではの幸せを追求することができる社会づくりを推進。

- ・官民あげた推進体制（財）とくしま“あい”ランド推進協議会の活動の充実
- ・シルバー大学院卒業生の「生きがいづくり推進員」登録制度等を通じての社会貢献活動の推進

②幸献（幸福づくりに貢献する）社会づくりの推進

高齢者の多くが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域全体で支える体制づくりが重要であり、認知症高齢者支援体制の整備に努め、生活全般を支える体制づくりをはじめ、一人ひとりが夢や希望を持って、豊かな地域社会の形成に積極的に貢献し、地域全体における幸福が増大する社会づくりを推進。

- ・介護予防事業等の地域支援事業の推進
- ・介護予防リーダー養成事業をはじめとする健康づくりの推進

③幸流（幸福感が高まる交流）社会づくりの推進

介護予防に努め、介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう居宅サービスの充実に努めるとともに、施設サービスを利用することになった場合でも在宅の生活に近いものとし、高齢者の意思や自己決定を最大限尊重する社会づくりを推進。

- ・身近な日常生活圏域における介護サービスの充実
- ・事業者、介護保険施設への指導監査等による介護給付費用の適正化

徳島県障害福祉計画（第2期）の概要

1 計画の位置付け

- ・ 障害者自立支援法に基づく計画（県及び各市町村において策定）
- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する数値目標を掲げた実施計画

2 第2期計画策定の基本的な考え方

国の基本指針

- 23年度を見据えた後期計画としての位置づけ（第1期：18～20年度、第2期：21～23年度）
- 数値目標の考え方は、第1期計画策定に際しての指針から、基本的に変更なし
- 数値目標以外については、下記事項等を追加
 - ・ 障害保健福祉圏域単位を標準としたサービス基盤整備の促進に関する規定
 - ・ 障害者の地域生活への一層の促進に関する規定
 - ・ 一般就労への移行支援強化
 - ・ 相談支援体制の充実強化

県計画への反映

- 数値目標等の作成流れ（目標値、サービス利用見込み、基盤整備（県計画は市町村集計値））
 - 【 県 】 施設・事業所に対して、新体系サービスへの移行希望調査を実施
 - 【市町村】 障害者・団体等に対して、サービス利用等に関するニーズ調査を実施
 - ・ 市町村は、実績の評価・分析等により、目標値を適切に補正するとともに、ニーズ等を踏まえ、必要なサービス利用見込みを作成
 - ・ 圏域調整会議を開催し、サービス利用見込みの達成に必要な基盤整備の見通しを検討
 - ※ 県全体又は圏域単位で不足するサービスは、市町村計画に位置づけるよう要請
- その他国の基本指針に従い事項を追加するとともに、各事業内容を適切に修正。

2 第2期計画の概要

【第1章 基本的事項】

1 計画の基本理念

変更無

- (1) 自己決定と自己選択の尊重
- (2) サービス基盤の障害種別間格差・地域間格差の解消
- (3) 障害福祉サービスの提供体制の確保
- (4) 相談支援の提供体制の確保

2 計画の性格

変更無

- (1) 障害者自立支援法第89条第1項に基づく計画
- (2) 障害者基本法第9条に規定する「障害者計画」をはじめ、その他、障害者の福祉に関する事項を定める計画と調和の保たれた計画
- (3) 市町村との連携のもとに広域的な調整を図り、「市町村障害福祉計画」の達成に資するための支援を行うもの

3 計画の期間・見直し時期

変更

- (1) 計画期間：H21～23年度（3カ年）
- (2) 見直し時期：H23年度末までに見直しを行い、第3期計画（H24～26年度）を策定

【第2章 目標値の設定】

1 施設入所・入院から地域生活への移行

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行 **補正**
福祉施設入所者数 (H17.10.1現在) 1,583人のうち、
地域移行者数 25.1% (◎10.8%) の397名を目指す。
削減数 6.3% (◎6.4%) の100名を目指す。(H23年度末:1,483人)
- (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行 **変更無**
精神病床の入院患者 (H18調査) 3,743人のうち、
平成24年度末までに退院可能精神障害者420人の解消を目指す。
- (3) 主な取り組み事例 **追加**
「地域社会への理解の促進」「相談・支援体制の充実」「利用者保護支援体制の推進」
「基盤整備の促進」「地域体制の整備及び研修会等の開催」

2 福祉施設の利用者の一般就労への移行

- (1) 福祉施設の利用者の一般就労への移行 **補正**
一般就労への移行実績 (H17実績) 62人の
1.9倍となる116人 (◎115人) の就労移行を目指す。
- (2) 主な取り組み事例 **追加**
「障害のある人の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進」「雇用支援施策による一般就労の促進」「工賃倍増計画の推進」「福祉施設への受注機会の拡大」

【第3章 指定障害福祉サービス・指定相談支援】

1 必要な量の見込み **補正**

- (1) 各市町村が「①実績の評価・分析」「②障害者等のニーズ調査」「③計画策定委員会等の意見」「④施設等の移行希望調査」等を踏まえ、前回見直しから補正した見込量を集計
- (2) サービス見込量
 - ① 訪問系サービス
「居宅介護・行動援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援」
 - ② 日中活動系サービス
「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」「自立訓練(生活訓練)」「就労移行支援」
「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」「療養介護」「児童デイサービス」「短期入所」
 - ③ 居住系サービス
「グループホーム・ケアホーム」「施設入所支援」
 - ④ 指定相談支援

2 計画的な基盤整備の方策 **追加**

- (1) 訪問系サービス
全市町村で、事業実施する事業者を少なくとも1箇所確保するなど、更なる充実に努める
- (2) 日中活動系サービス、居住系サービス
障害保健福祉圏域を標準としたサービス提供体制の確保のため、サービスが不足している圏域を中心に事業所の新規参入促進に努める。

【第4章 相談支援体制】 **一部修正**

県自立支援協議会が、中核となり各相談支援機関の連携を図り県域全体の相談支援体制を推進。

【第5章 地域生活支援事業】 **事項に応じて修正・補正・追加**

- 1 専門性の高い事業
- 2 広域的な支援事業
- 3 サービス・相談支援者、指導者育成事業
- 4 その他の事業